



まいつきだい きんようび 毎月第3金曜日は

かわにしし じんけん 川西市の「人権デー」です

がつついたち じぎょうしゃ ごうりてきはいりよ ぎむか 4月1日から事業者の合理的配慮が義務化

れいわねん がつ しょうがいしゃさべつつかいしょうほう かいせい れいわねん がつついたち しょう ひと いどう いしそつう
令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、障がいがある人の移動や意思疎通
むり はんい しえん ごうりてきはいりよ ていきょう きぎょう てんぽ みんなんじぎょうしゃ ぎむか
を無理のない範囲で支援する「合理的配慮の提供」が、企業や店舗などの民間事業者にも義務化されます。

しょうがいしゃさべつつかいしょうほう 障害者差別解消法とは

しょうがい りゆう とする さべつ をなくし、しょうがいのある人もない人も共に生きる社会を作ることを目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)が平成28年4月1日に施行されました。

この法律は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共に生きる社会の実現につなげることを目的としています。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者などにおける障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。



ごうりてきはいりよ 合理的配慮とは

しょうがいのある人から、社会の中にあるバリア(社会的障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき(※)に、負担が重すぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といいます。

※知的障がいなどにより本人自らの意思を表明することが難しい場合は、家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

ごうりてきはいりよ ぐたいれい 合理的配慮の具体例

- ・書類やメニュー表などで、文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。
- ・お店の通路などで、車いすの人でも移動しやすいように、段差をなくしたり、幅を広くしたりするなどの工夫をする。
- ・受付などで、聴覚障がいのある人などに、筆談や手話など音声とは違う方法で会話ができるように準備や工夫をする。

じんけんけいはつ じょうえいかい 人権啓発ビデオ上映会

<日時> 1月19日(金)

- ①午前10時～ ②午後1時～
- ③午後4時～

○テーマ「ハンセン病問題を知る」(34分)

<場所> 総合センター (TEL758-8398)

とくせつじんけんそうだん 特設人権相談

よやくゆうせん おりよう
予約優先/無料

日時 1月19日(金) 午後1時～4時

場所 川西市役所4階4番

人権推進多文化共生課で、人権擁護委員による相談をお受けします。

問い合わせ TEL740-1150

じんけんすいしんたぶんかきょうせい
(人権推進多文化共生課)